

(目 的)

第 1 条 この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）におけるモバイル PC（携帯可能なパーソナル・コンピュータ端末をいう。以下同じ。）及びスマートフォン（モバイル PC に準じた機能を有する携帯電話及びタブレット型端末をいう。）を用いた情報管理に係る社内基準を確立し、モバイル PC 及びスマートフォンの有用性を考慮しつつ、その重要な情報資産と関連する脅威や脆弱性を全社的に認識し、適切なモバイル PC 及びスマートフォンの使用の原則を定め、情報資産への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいの予防等、情報セキュリティ事件事故の発生を防ぐような体制作りを行うことを目的とする。

(情報セキュリティの重要性の認識)

第 2 条 会社は、全従業員に対して情報資産と情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産及び設備・機器の適正な利用を周知徹底するものとする。

- 2 従業員は、情報機器全般を操作する際には、これにより予期せぬ望ましくない事象（インシデント）が生じる可能性があることを常に認識し、細心の注意を払って操作しなければならない。
- 3 セキュリティ上のインシデント及び事故については、直ちに会社が定める担当者に連絡しなければならない。

(情報セキュリティポリシー)

第 3 条 万一情報セキュリティ上の問題が発生した場合、会社は、迅速な原因究明を行い最小限の被害にくい止める最善の策を講ずるとともに、予防及び維持改善に努めるものとする。

- 2 会社は、情報セキュリティポリシーを定め、これに基づく活動を継続的に実施し、新しい脅威にも対応ができるような、管理体制を確立するものとする。

(モバイル PC 使用の原則)

第 4 条 従業員は、業務においては、会社から貸与を受けたモバイル PC を使用することを原則とし、会社は、従業員にモバイル PC を貸し出す際には、次の事項を把握管理するものとする。

- (1) 従業員氏名
- (2) 緊急時の連絡先
- (3) 担当業務
- (4) 機種
- (5) インストールされたアプリケーション